

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則（案）

1 概要

住民基本台帳ネットワークに関し、知事が本人確認情報等を提供する知事以外の県の執行機関及び事務を追加するとともに、既に住民基本台帳法施行条例に規定されている、知事が本人確認情報等を利用する事務について、利用範囲を拡大することとします。

2 改正内容

(1) 知事が本人確認情報等を提供する事務の追加

神奈川県公安委員会が行う「道路交通法第108条の2第1項第15号及び第16号に基づく講習の実施に関する事務」を追加します。

(2) 知事が本人確認情報等を利用する事務の利用範囲の拡大

知事が行う「母子及び父子並びに寡婦福祉法による貸付けに係る債権の管理に関する事務」及び「神奈川県特別母子福祉資金貸付条例を廃止する条例による廃止前の神奈川県特別母子福祉資金貸付条例による貸付けに係る債権の管理に関する事務」について、利用範囲を拡大するため、文言の整理等、所要の改正を行います。

3 効果

まず、2(1)の事務の追加について、住民基本台帳ネットワークを利用することによって、住民票の写しの公用請求等が不要になり行政の合理化に資することが期待できます。

また、特定小型原動機付自転車及び自転車講習の受講対象者が当該講習を速やかに受けることで、記憶が新しいうちに証言ができるなど、防御権を適正に行使することができたり、自身の交通ルールやマナーの向上により、結果として自身が加害者となる事故を未然に防ぐことができるといった、本人にとっての個別的利益の増進が期待できます。

さらに、受講対象者が確実に講習を受講することは、違反者の数を減らすことにつながり、公道における安全性・安心性の確保といった、住民全体にとっての一般的利益の増進が期待できます。

次に、2(2)の事務の利用範囲の拡大について、住民基本台帳ネットワークを利用することによって、従前は住民基本台帳ネットワークの利用ができていなかった関係人について、住民票の写しの公用請求等が不要になったり、事務が効率化されることにより多くの債権調査が可能となり、より公正公平な債権管理の遂行が実現できるといった、行政の合理化に資することが期待できます。

また、貸付金の返還又は延滞利息の徴収に係る通知が早急に債務者に届くことは、

債務者との折衝が早期に実現でき、延滞利息が付される期間の短縮につながるといった、本人にとっての個別的利益の増進が期待できます。

4 施行期日

令和7年6月1日